

茨城県で、常陸牛など県産の牛肉を主力商品とする飲食店舗及び通信販売を営む申立人について、飲食店における売上げは一部上昇しているものの、原発事故後に通信販売の売上げが減少したこと等を考慮し、平成26年2月分までの風評被害による逸失利益が賠償された事例。

1094

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

- ア 損害項目 営業損害（逸失利益）  
期 間 自 平成23年3月11日 至 平成26年2月28日  
イ 損害項目 本件和解仲介に関する弁護士費用

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金が、金37,080,000円であることを認める。

（内訳）

- ア 逸失利益 36,000,000円  
イ 本件和解仲介に関する弁護士費用 1,080,000円

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。  
イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年6月29日

（仲介委員 浜田正夫）